

令和 2 年駒ヶ根市教育委員会第 5 回定例会

令和2年4月22日(水)午後2時～
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会 午後 時 分
- 2 教育長報告 … P 1
- 3 事業報告及び事業計画 … P 3
- ・ ~~総合教育会議 4月28日(火)午後3時30分～ 本庁舎2階 大会議室~~
- ・ 定例教育委員会 5月27日(水)午後2時～ 保健センター2階 大会議室
- ・ 主幹指導主事の学校訪問
- 6/10(水) A赤小 P赤中
- 6/23(火) A南小 P東小
- 6/26(金) A東伊那小 P東中
- 7/ 3(金) P中沢小
- 4 審議案件
- 議案第1号 駒ヶ根市社会教育委員の委嘱について … P 5
- 議案第2号 駒ヶ根市公民館運営審議会委員の委嘱について … P 6
- 議案第3号 駒ヶ根市就園・就学支援委員の任命について … P 7
- 議案第4号 学校運営協議会委員の任命について(追加) … P 9
- 5 協議事項
- (1) 総合教育会議について … P 11
- 6 報告事項
- (1) 信州駒ヶ根ハーフマラソンについて
- (2) 行事共催等承認申請の専決処分について … P 22
- 7 その他
- 8 閉 会 午後 時 分

令和2年度 第1回駒ヶ根市定例教育委員会 4月22日(水) 教育長報告

内なる声に従う

自分の心の内側の声を聴き、対話をして、一旦決めたら自分を信じて突き進む。結局人からどういわれても、最後は自分しかないのだから。

※ 新学期が始まったばかりだというのに、昨年度末から全国いや世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症対策のため、10日から明日23日まで臨時休校が続きます。

新1年生とその保護者はさぞかしどきどきしているのではないのでしょうか。昨年の台風19号といい、自然の猛威の前に人間はなす術なく、無力であることが改めて明白となりました。その中でこの難局をいかに乗り越えていくか試されているところです。

私たち教育行政に携わるものが、気持ちを一にして子どものためによりよい方向を見いだしていかなければなりません。教育委員さんには何かとお世話になりますが、一年間よろしくお願いします。

※ 駒ヶ根市教育の基本(別紙)を熟読ください。



◆諸会合等の報告 4/21 市町村教委連絡協議会 ※県教委説明会なし

1 役員の選任について

(1) 決定役員

☐ 会長 北原秀樹 (伊那市)	☐ 教育長部会
☐ 副会長 小野正行 (辰野町)	部会長 笠原千俊 (伊那市)
白鳥彰政 (箕輪町)	町村教育長会長 宮澤和徳 (辰野町)
☐ 会計監事 下平祐司 (中川村)	☐ R2 事務局
清水道直 (南箕輪村)	幹事 滝澤真人 (南信教事総務課長)
	" 赤羽芳恵 (南信教事総務課長補佐)
	補佐 竹澤尚子 (上伊那連教)

2 総会(研修)について

- (1) 期日 令和2年7月9日(木)
- (2) 会場 南箕輪村民センター
- (3) 日程 12:30~12:55 受付
13:20~14:10 総会
14:40~15:30 研修Ⅰ 授業参観(南箕輪中) 3年
15:50~16:30 研修Ⅱ
何れかに A:長野県南信工科短期大学校
参加 B:(株)堀井製作所 30名ほど
17:15~18:45 情報交換会(大芝荘…大芝高原)

※参加〆切 6/22

教育は人なり

みづ
(手塚縫蔵)

- その人の人格的影響が、人を感化する。
- 信州教育の真意を一言で言うと、『信州教育は人格教育である』
- 教育とは、人間をして人間たらしめることである。人間をして人間たらしめるとは何か。それは人間を人格たらしめることである。
- 大節を持す…節を曲げず、信じることはどこまでも貫くこと
 - ・何か大きな仕事を手がけたり、立派な教育観を持ったりしなければならないように聞こえるが、それだけではなく、教師として本質的な観を持ちつつ、小さな一つひとつの務めを疎かにせず日々を重ねることにもある。
- 人格教育とは
 - ①教育は教師と児童生徒との間に行われる人格の接触感化である。
 - ②教師は、施設や教育技術より人格を高めることが最も重要。
人格は、より高い他の人格に接することによって陶冶される。
- 教育は人格と人格の触れあいである。
ただひとすじに子どもたちのために教育は行われなくてはならない。
- 子どもはばかではない。人格者である。ばか呼ばわりすることは絶対にいけない。
- 教師は「いかに教育するか」ではなく、「いかにあるか」が問題である。
 - ・「to do」ではなく「to be」。存在そのものが大事＝人は何を為したかではなく、
いかに在ったかが大切である。これを取り違えることがないように。
- 教育とは人間をつくることであり、先生の存在そのものが教育である。



『任重くして道遠し』

◆先達の教え

朱子の4つの戒め

(※朱子…中国南宋の儒学者)

- ・道は「高いところに求めてはいけない。
遠いところに求めてはいけない。
暗いところに求めてはいけない。
深いところに求めてはいけない」

そして「もっと平易なところにこれを求めよ」

※我々は、とかく道が近いところにあることを忘れ、遠いところのみに何かがあるだろうと考えがち。

《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、胸ヶ根の子どもの様子、資料

新型コロナウイルス対策で臨時休校が続いている。そんな中で、体育館へ課題を取りに来た子ども(学年は不明)に「家で何してるの」と問うと「お手伝いしてる」と答えたという。この状況下で自分はどうか生活したらいいのか考えられる事が素晴らしい。危機的状況下で如何に動けるか、まさに内から育つ姿を試されているとも言える。

一年間お世話になります。宜しくお願いします。

4月分 教育委員会事務事業計画

2020年4月21日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	水	8:20 幼・保育園職員顔合わせ会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
		8:40 新任校長・教頭、市長懇談会[応接室]	教育長、次長、子ども課
		9:00 市職員辞令交付式[大会議室]	全職員
		10:30 庁議[応接室]	教育長、次長
		11:30 公民館長辞令交付[教育長室]	教育長、次長、社会教育課
		13:30 部課長会[大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:00 転入教職員歓迎の会[南庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
		16:30 給食財団辞令交付式[南庁舎大会議室]	教育長、子ども課長
2	木	13:30 教育委員会事務局部内会議[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課、社会教育課、公民館
		16:45 臨時校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
3	金	市内保育園・幼稚園入園式[各園]	
4	土		
5	日		
6	月	Am市内小学校入学式 Pm市内中学校入学式[各校]	教育委員、教育長
7	火	13:30 合同園長会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
		18:00 臨時校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
8	水		
9	木	14:30 新区長会[大会議室]	教育長
10	金	10:00 臨時議会[議場]	教育長、次長
		13:00 副市長送別式[本庁大会議室]	
11	土		
12	日		
13	月	9:00 庁議[応接室]	教育長、次長
		10:00 副市長就任式[本庁大会議室]	
		14:00 市内教頭会、事務職員会	教育長、次長、子ども課
14	火	9:00 校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
15	水		
16	木	9:30 砂防フィールドミュージアム実行委員会[天竜川河川事務所]	両課長
		19:00 市青少年育成委員会研修総会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
17	金	10:00 臨時校長会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
18	土		
19	日	こどもまつり[文化センター]	教育長、次長、両課
20	月		
21	火	10:00 市町村教委連絡会[伊那浄水管理センター]	教育長
		10:30 光前寺庭園整備活用検討委員会[光前寺]	社会教育課
		13:30 庁議[応接室]	次長
22	水	9:00 部課長会[大会議室]	教育長、次長、両課長
		14:00 定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
23	木	18:30 スポーツ少年団代議員総会[本庁大会議室]	教育長、次長、社会教育課
24	金	18:30 スポーツ協会理事会[保健センター大会議室]	次長、社会教育課
25	土		
26	日		
27	月	9:00 庁議[応接室]	教育長、次長
28	火	15:30 総合教育会議[本庁大会議室]	教育委員、市長、教育長、次長、両課長ほか
		10:00 給食財団決算審査[保健センター第1会議室]	教育長、子ども課長
29	水		
30	木	9:30 文化財団決算監査[文化センター]	社会教育課

5月分 教育委員会事務事業計画

2020年4月21日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	金		園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
			学力向上検討委員会[保健センター大会議室]	
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木	9:30	市内校長会[赤穂小]	教育長、次長、両課長
8	金	15:00	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
9	土		ジュニア陸上競技記録会[赤穂中]	
10	日			
11	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
12	火	18:00	かっぱ館運営委員会[かっぱ館]	教育長、社会教育課
13	水			
14	木		関東都市教育長会議[浜松市]～5/15	教育長
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水		地区子ども会総会(各地区)	
21	木		全国都市教育長会議[山口]～5/22	教育長
		16:15	幼児幼年研究会[南庁舎大会議室]	教育長
22	金			
23	土			
24	日			
25	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
26	火			
27	水	13:30	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
		18:30	スポーツ協会評議員会[アルパ多目的ホール]	市長、次長、社会教育課
28	木		関東甲信越静市町村教委委員会連合会総会[群馬]	教育長代理
			特別支援教育支援員連絡会[保健センター大会議室]	
		15:00	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		16:00	文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
29	金			
30	土			
31	日			

駒ヶ根市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条第2項及び駒ヶ根市社会教育委員条例（昭和59年条例第5号）第1条の規程により、下記の者を駒ヶ根市社会教育委員に委嘱する。

令和2年4月22日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
梶田 ひと美	駒ヶ根市東町 [REDACTED]	学識経験者
鰐澤 琴江	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
片桐 美登	駒ヶ根市赤穂 [REDACTED]	学識経験者
高嶋 義人	駒ヶ根市赤穂 [REDACTED]	学校教育関係者
宮澤 賢司	駒ヶ根市赤穂 [REDACTED]	学識・学校教育
宮下 美奈子	駒ヶ根市中沢 [REDACTED]	学識経験者

2 委嘱年月日 令和2年4月1日

3 任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日

公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び駒ヶ根市公民館条例（昭和54年条例第24号）第5条の規程により、下記の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

令和2年4月22日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 駒ヶ根市立赤穂公民館

氏 名	選 出 区 分	住 所	役 職 名 等
竹松 寿寛	学校教育関係者	赤穂 [REDACTED]	赤穂中学校長
平沢 由信	学識経験者	南田 [REDACTED]	R2 市区長会（町1区長）

2 駒ヶ根市立中沢公民館

氏 名	選 出 区 分	住 所	役 職 名 等
上村 俊幸	家庭教育関係者	中沢 [REDACTED]	R2 中沢小PTA会長
野村 満	学識経験者	中沢 [REDACTED]	R2 中沢区長
竹村 務	社会教育関係者	中沢 [REDACTED]	中沢体育協会長
林 文明	社会教育関係者	中沢 [REDACTED]	R2 分館長会長

3 駒ヶ根市立東伊那公民館

氏 名	選 出 区 分	住 所	役 職 名 等
片桐 大平	学識経験者	東伊那 [REDACTED]	R2 東伊那区長
鯉沢 琴江	社会教育関係者	東伊那 [REDACTED]	社会教育委員

4 委嘱年月日 令和2年4月1日

5 任 期 令和2年4月1日から令和3年3月31日
（任期は前任者残任期間）

駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員として下記のとおり任命するものとする。

令和2年4月22日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 本多 俊夫

記

1 氏 名 等

氏 名	勤務先等	備 考
鈴木 敏 洋	昭和伊南総合病院	小児科医
養 和 路 子	長野県立こころの医療センター駒ヶ根	医監（精神保健指定医）
清水 多加志	子ども課	保育カウンセラー
石村 真利子	〃	発達支援コーディネーター
坂 本 虎 雄	昭和伊南総合病院	言語聴覚士
高 嶋 義 人	赤穂小学校	校 長
吉 越 秀 之	赤穂東小学校	〃
土 橋 浩 一 郎	赤穂南小学校	〃
酒 井 直 彦	中沢小学校	〃
堀 内 克 敏	東伊那小学校	〃
竹 松 寿 寛	赤穂中学校	〃
山 下 由 紀 子	東中学校	〃
湯 澤 武	長野県伊那養護学校	教 諭
佐 野 由 紀 恵	北割保育園	園 長
小 出 美 紀	美須津保育園	〃
下 平 生 美	赤穂保育園	〃
鈴木 三和子	飯坂保育園	〃
松 澤 真 弓	経塚保育園	〃
上久保真須美	中沢保育園	〃
下 島 美 恵 子	東伊那保育園	〃
小 澤 明 子	すずらん保育園	〃
小 原 千 鶴	赤穂南幼稚園	〃
鈴木しのぶ	下平幼稚園	〃
窪 田 久 美	福岡保育園	〃
北 原 節 子	桜ヶ丘保育園	〃

高 木 優 子	聖マルチン幼稚園	園 長
黒 澤 利 恵	つくし園	〃
宮 下 志 保	子ども課	保健師
小 林 克 彦	〃	指導主事
酒 井 美 鈴	〃	家庭児童相談員
竹 村 勝	〃	家庭児童相談指導主事
矢澤 ちづる	〃	教育相談員

※ゴシックが新たに任命する委員

2 任命年月日 令和2年4月1日

3 任 期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
(任期2年の残任期間)

駒ヶ根市立赤穂小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成25年教育委員会規則第3号)第7条の規定に基づき、
下記の者を赤穂小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和2年4月22日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 本多 俊夫

記

1 氏 名 等

氏 名	住 所	備 考
前原 達之	駒ヶ根市上穂南 ■■■■	元区長(上穂町区)
片桐 美登	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	社会教育委員長
上杉 勝英	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	区長代表
大林 基春	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	前区長代表
佐藤 順子	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	主任児童委員
上野 好弘	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	PTA会長
宇佐美 誠	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	PTA副会長
小垣 良子	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	PTA副会長
米山 弘	駒ヶ根市上穂南 ■■■■	有識者
北原 宏	駒ヶ根市赤穂 ■■■■	有識者
小澤 明子	駒ヶ根市赤穂6320 (すずらん保育園園長)	有識者
松崎 道靖	駒ヶ根市上穂栄 ■■■■	有識者(元PTA会長)
生田 治	駒ヶ根市上穂栄町 ■■■■	有識者(元PTA会長)
新井 亮太	駒ヶ根市上穂栄町 ■■■■	有識者
高嶋 義人	駒ヶ根市立赤穂小学校	校長
小牧 美穂	駒ヶ根市立赤穂小学校	教頭
田中 由里	駒ヶ根市立赤穂小学校	教務主任
北澤 幸雄	駒ヶ根市立赤穂小学校	コミュニティ・スクール担当

2 任命年月日 令和2年4月1日

3 任 期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

駒ヶ根市立赤穂中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成 25 年教育委員会規則第 3 号)第 7 条の規定に基づき、
下記の者を赤穂中学校学校運営協議会委員に任命する。

令和 2 年 4 月 2 2 日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

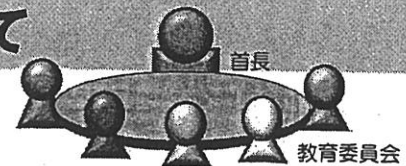
1 氏 名 等

氏 名	住 所	備 考
後藤 光男	駒ヶ根市上穂栄町	コーディネーター
窪田 雅則	駒ヶ根市東町	赤穂学校同窓会副会長
堀内 豊彦	駒ヶ根市赤穂	不登校傾向生徒支援リーダー
下平 生美	駒ヶ根市上穂栄町	赤穂保育園園長
小澤 敏樹	駒ヶ根市赤穂	前年度 P T A 会長
山岸 和夫	駒ヶ根市赤穂	駒ヶ根工業高校教頭
宮下 正彦	駒ヶ根市赤須東	非違行為防止委員会第三者委員
佐野 榮	駒ヶ根市経塚	主任児童委員
小松 民敏	駒ヶ根市上穂南	赤穂公民館館長
竹松 寿寛	駒ヶ根市立赤穂中学校	校長
長坂 和紀	駒ヶ根市立赤穂中学校	教頭
保科 功	駒ヶ根市立赤穂中学校	教頭
酒井 剛	駒ヶ根市立赤穂中学校	教務主任
向山富士夫	駒ヶ根市立赤穂中学校	生徒指導主事

2 任命年月日 令和 2 年 4 月 1 日

3 任 期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
 - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
 - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- 1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

- 2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

- 3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体への被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

- ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

＊いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

令和2年度当初予算の概要

1. 当初予算規模

会計名	当初予算額（千円）		増減額 （千円）	増減率 （％）
	令和2年度	令和元年度		
一般会計	13,601,000	15,559,000	△ 1,958,000	△ 12.6
特別・企業会計	10,362,435	10,878,190	△ 515,755	△ 4.7
合計	23,963,435	26,437,190	△ 2,473,755	△ 9.4

2. 一般会計当初予算の概要

- ▶市長交代のため新規事業は原則未計上とし、骨格に近い予算としました。
- ▶地域交流センターや駒ヶ根駅前広場整備事業等の大型事業が収束したことなどにより、当初予算の規模は、19億5,800万円、12.6%の減少となりました。
- ▶当初予算の市債の借入額を6億7,690万円とし、予算編成方針で示した11億円以下に抑えました。

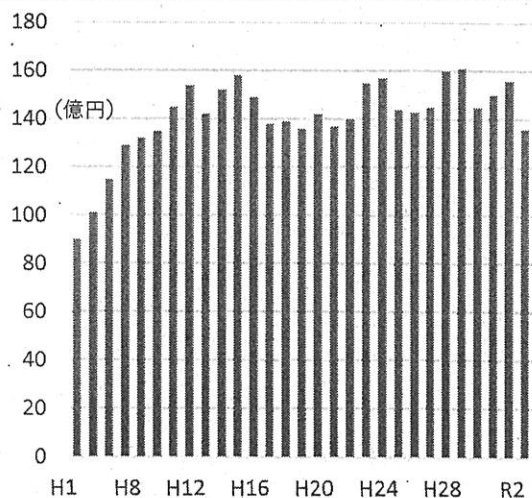
(1) 歳入

- ▶法人市民税の交付税原資化による減収
- ▶地方消費税交付金の増額
- ▶森林環境譲与税を倍增
- ▶法人事業税交付金の創設
- ▶ふるさとづくり基金の繰り入れ
- ▶市税等減収部分の財政調整基金の繰り入れ

(2) 歳出 ※主な事業

- ▶生涯活躍のまち構想推進事業
- ▶少子化対策事業
- ▶こまがね健康ステーション事業
- ▶ため池ハザードマップ作成
- ▶つれてってカードポイント上乘せ事業
- ▶伊南DMO設立
- ▶学校ICT整備
- ▶赤穂公民館解体工事設計
- ▶東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業
- ▶友好都市記念事業（ネパール・ポカラ市、福島県二本松市）

一般会計当初予算額の推移



【参考】令和元年度補正予算繰越事業

- ▶林道開設・改良事業 40,600千円
- ▶市民プール跡地整備 20,000千円
- ▶赤穂東小体育館照明 18,100千円
- ▶小中学校通信環境整備 165,000千円
- ▶その他 98,780千円

3. 財政健全化の取り組み

- ▶市債借入額の抑制
- ▶事業見直しの推進

令和2年度 一般会計当初予算の主要事業
一 駒ヶ根市第4次総合計画 基本目標分類 一

【重点プロジェクト】			
No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
1	青年海外協力協会連携事業 (総務部 企画振興課)	青年海外協力協会と連携した交流事業や「生涯活躍のまち」構想を推進する。 新 地域共生拠点活用モデル実践事業 3,500 新 企業と連携した新しい人の流れづくり 2,000 新 地域の仕事ニーズ調査 500	10,115
2	少子化対策事業 (総務部 企画振興課)	少子化対策を推進するため、若者の定住支援、結婚・出会い支援、子育て支援に取り組む。 若者住宅取得補助事業 9,000 上下水道定住促進補助事業 2,000 地域定着奨学生支援事業 500	16,634

【基本目標1】 活力あふれる産業のまちづくり(産業振興と雇用の確保)			
No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
3	6次産業化の推進 (産業部 農林課)	特産品づくりや新商品の開発・ブランド化、販路開拓・流通体制の整備、団体への支援や研究開発を推進する。 伊那谷アグリイノベーション 300 6次産業化推進事業補助金 900 ごまプロジェクト 105	1,505
4	農地事業 (産業部 農林課)	水田の利活用促進に必要な基盤整備を進め、営農条件を改善し、農作業の効率化を図る。 多面的機能支払交付金 99,961	99,961
5	農村地域の活性化 (産業部 農林課)	中山間地域の振興と地域ぐるみの農村環境保全に取り組み、農業と共生できる地域社会を構築する。 中山間地域等直接支払制度 69,089	69,089

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
6	計画的な森林整備の推進 (産業部 農林課)	森林の持つ多面的機能を持続的に発揮できるようにするため、森林環境譲与税を有効活用し、計画的な森林整備を進める。 拡 森林GIS 1,530 拡 意向調査・経営計画策定委託等 5,000 拡 林道維持管理等 6,000 拡 森林環境譲与税基金積立て 3,370	15,900
7	新たな成長戦略支援 (産業部 商工振興課)	中小企業の販路拡大や、次世代を担う新製品・新技術の開発を支援する。 販路拡大・受注応援事業 6,000 次世代産業新製品・新技術開発支援 2,060	8,060
8	テレワーク推進事業 (産業部 商工振興課)	駒ヶ根テレワークオフィスを運用する。 テレワークオフィス補助金、運営経費 6,518	6,518
9	まちなか賑わいイベント (産業部 商工振興課)	中心市街地の賑わいと活気を取り戻すため、イベントなどについて経費の一部を補助する。 まちなか賑わいイベント補助金 4,320	4,320
10	つれてってカードポイント 上乘せ事業 (産業部 商工振興課)	消費税率の引き上げ後の消費喚起及び地域経済の活性化を目的に、つれてってカードのプリペイド機能の活用に対して3%の還元を行う。 拡 上乘せ還元事業補助金 2,500	2,500
11	商店街活性化事業 (産業部 商工振興課)	中心市街地の空き店舗活用の促進と商店街駐車場の運営を支援する。 空き店舗等活用補助金 2,105 商店街駐車場運営支援 490	2,595
12	市街地再生推進事業 (産業部 商工振興課)	中心市街地の再生、賑わいあふれるまちづくりに向けて、市民と一体となって取り組む。 中心市街地再生推進業務 5,016	5,016

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
13	マイナンバーカードを活用した消費活性化事業 (総務部 企画振興課)	国が実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施に当たり、個人のマイキーID設定支援や事業の広報等を行う。 新 ID設定、マイナポイント申込支援等 4,201	4,201

【基本目標2】 子どもたちが夢と希望にあふれるまちづくり(子育て・教育環境の充実)

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
14	公立幼稚園・保育園の運営 (教育委員会 子ども課)	公立幼稚園・保育園の運営を通じて、子どもたちの健やかな育ちを支援する。 幼稚園運営事業 32,661 保育所運営事業 312,118	344,779
15	病児・病後児保育事業 (教育委員会 子ども課)	病気治療中または回復期にある子どもを一時的に預かる病児・病後児保育を実施する。 病児・病後児保育 20,000	20,000
16	児童発達支援事業 (教育委員会 子ども課)	障がいや発達特性がある幼児や児童に対して療育訓練により、日常生活の自立及び集団生活適応力、社会力をつける。 児童発達支援施設つくし園運営 32,717	32,717
17	子ども交流センター等の運営 (教育委員会 子ども課)	放課後児童の安全な居場所、健全な遊びの場を提供する。 子ども交流センター、子どもクラブ 28,415	28,415
18	母子保健事業 (教育委員会 子ども課)	妊娠期から子育て期までの健診、相談、訪問、指導事業を行い、安心して子どもを産み育てることができるように切れめのない支援を行う。 新 妊婦歯科検診委託 288 不妊治療助成、カウンセリング 1,980	62,487
19	学校ICT機器整備 (教育委員会 子ども課)	学校ICT環境の整備を計画的に進める。 拡 大型提示装置導入 5,136	5,136

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
20	教科指導の強化 (教育委員会 子ども課)	学力向上や健やかな学校生活に向け、各種学習支援に必要な職員を配置する。 英語教育コーディネーター 2,756 専科教員 12,758 拡 英語指導助手(ALT) 9,424	24,938
21	中学生海外派遣国際交流事業 (教育委員会 子ども課)	社会性高め、広い視野を持った人材を育成するため、ネパール・ポカラ市へ中学生を派遣する。 中学生海外派遣国際交流事業 2,370	2,370

【基本目標3】 災害に強い安全・安心のまちづくり(防災・防犯対策の推進)

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
22	ため池の防災対策 (産業部 農林課)	市内にあるため池のハザードマップを作成し、農業生産基盤の防災対策を行う。 拡 重点ため池ハザードマップ作成 5,000	5,000
23	地区防犯灯設置 (総務部 危機管理課)	各区の防犯灯をLED化するとともに、必要な場所に新たに設置する。 地区防犯灯設置補助金 1,634	1,634
24	宅地耐震化推進事業 (建設部 都市計画課)	大地震時等における大規模盛土造成地のうち滑動崩落の可能性がある場所について、調査を行うための計画を策定する。 新 地盤変動調査計画策定 3,000	3,000
25	ブロック塀除却事業 (建設部 都市計画課)	地震などによるブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、安全を確保するための補助を行う。 ブロック塀除却事業 1,000	1,000

【基本目標4】 豊かな自然を守り、快適に暮らせるまちづくり(都市基盤整備・景観・環境保全)

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
26	公共交通サービス (総務部 企画振興課)	交通弱者の移動手段を効果的に確保するため、デマンド型乗合タクシーを運行する。 公共交通サービス 33,150	33,150
No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)

27	快適な生活環境づくり (建設部 上下水道課)	安全で安定した水道水を供給するとともに、快適な生活環境を保つため下水道を整備する。 水道事業会計繰出金 5,634 公共下水道事業会計繰出金 294,690 農業集落排水事業会計繰出金 294,175	594,499
28	身近なインフラ整備の推進 (建設部 建設課)	快適で安全な生活環境をつくるため、身近な道路や橋などを計画的に整備する。 市道改良事業(郷社線など) 34,000 道路舗装事業(新春日街道線など) 129,500 交通安全施設整備事業(菅沼線など) 144,200 道路維持補修事業 37,600 橋梁維持・長寿命化事業(中田切橋など) 75,000	420,300
29	市営住宅の管理 (建設部 都市計画課)	市民の住宅環境を確保するため、市営住宅の維持管理を行う。 長野県住宅供給公社への管理代行 18,738 長寿命化事業(美里、千丈、向ヶ丘) 28,700	50,906
30	公園の管理 (建設部 都市計画課)	公園施設の整備や維持管理を行う。 長寿命化事業(丸塚公園など) 35,000	54,401
31	屋外広告物の適合理化・高質化 (建設部 都市計画課)	景観に配慮した街並みを作るため、屋外広告物の適合理化・高質化を行う。 屋外広告物改善補助金 5,000	5,000

【基本目標5】 健康で安心して暮らせるまちづくり(福祉・保健・医療の充実)

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
32	昭和伊南総合病院への負担 (総務部 財政課)	地域医療の要である昭和伊南総合病院が安定経営を行えるように支援する。 昭和伊南総合病院負担金 637,944	637,944

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
33	安心して受けられる医療・ 介護の確保 (民生部)	いつでも安心して受けられる医療保険制度を確保するとともに、介護が必要になっても地域で安心して暮らせるように、保険制度を充実させる。 国民健康保険特別会計繰出金 188,467 後期高齢者医療特別会計繰出金 428,066 介護保険特別会計繰出金 500,591	1,117,124
34	福祉医療制度 (民生部 市民課)	子育て世帯や障がい者等の医療費による経済負担を軽減するため、医療費を給付する。 子ども医療費 81,510 心身障がい者医療費 42,482 高齢心身障がい者医療費 41,420 母子医療費 9,469 父子医療費 558	175,439
35	児童手当 (民生部 市民課)	子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもに手当を支給する。 児童手当 506,102	506,102
36	障がい者福祉サービス事業 (民生部 福祉課)	障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用した費用から利用者負担を控除した額を給付費として事業所へ支給する。 介護・訓練給付費 686,152	686,152
37	障がい者地域生活支援事業 (民生部 福祉課)	障がい者の日常生活に必要なサービスを実情に応じて提供する。 日常生活用具給付 6,400 移動支援(外出支援) 10,500 福祉サービス券発行 2,420	37,582
38	健康診査事業 (民生部 地域保健課)	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、各種健診の受診率向上を図る。 健診等委託(生活習慣病、がんなど) 27,506 後期高齢者人間ドック補助 5,200	39,686

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
39	健康増進事業 (民生部 地域保健課)	健康寿命が長くなるような支援や保健指導、自殺を未然に防ぐ取り組みを行う。 拡 こまがね健康ステーション 2,293 こころの健康づくり・自殺対策 938	7,256

【基本目標6】ともに学び、文化を育むまちづくり(生涯学習・文化・スポーツ振興)

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
40	地域交流センター(赤穂公民館)等整備事業 (教育委員会 社会教育課)	老朽化している赤穂公民館と児童発達支援施設つくし園を合わせて新築する。 新 旧赤穂公民館解体工事設計委託 4,000 新 竣工式・こけら落とし 530 備品購入費 5,010	9,990
41	信州駒ヶ根ハーフマラソン大会 (教育委員会 社会教育課)	信州駒ヶ根ハーフマラソン大会を開催する。 ハーフマラソン大会運営負担金 7,500	8,136
42	文化芸術振興事業 (教育委員会 社会教育課)	文化芸術振興への意識高揚を図る。 エル・システム事業など 8,173	8,173

【基本目標7】市民が主役のまちづくり(協働・男女共同・コミュニティの推進)

No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
43	東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業 (総務部 企画振興課)	ネパール及びベネズエラとの幅広い交流を推進し、市民の国際感覚やスポーツ振興を目的に交流事業を実施する。 新 ネパール・ポカラ市民交流事業 651 新 東京オリンピック観戦体験事業 768 新 コミュニティライブサイト運営事業 1,080	2,499
44	友好都市交流事業 (総務部 企画振興課)	友好都市との交流を推進する。 ポカラ市友好都市記念モニュメント設置 2,000 二本松市友好都市提携20周年記念事業 1,456	3,756

【行財政運営等】			
No.	事業名	事業内容	予算額 (千円)
45	個別施設計画策定 (総務部 企画振興課)	個別施設計画を策定する。 個別施設計画策定 1,000	1,000
46	長野県地方税滞納整理機構負担金 (総務部 税務課)	長野県滞納整理機構を活用し、税等の徴収の困難事例を解消する。 長野県地方税滞納整理機構負担金 2,789	2,789

R2.5 定例教育委員会報告

行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認
後援	1-149	第7回親守詩長野県南信大会	親守詩長野県南信大会実行委員会	令和2年10月24日(土)	飯田市鼎文化センター	承認
後援	1-150	第63回長野県母親大会	長野県母親大会連絡会	令和2年8月9日(日)	駒ヶ根総合文化センター	承認
後援	1-151	スポーツクラブin上伊那	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和2年4月25日(土)、5月30日(土)、6月20日(土)、7月25日(土)、8月29日(土)、9月19日(土)、10月25日(土)、11月21日(土)、12月5日(土)	駒ヶ根市民体育館、駒ヶ根市農業者トレーニングセンター、宮田村体育センター	承認
後援	1-152	第8回上伊那民主商工会 商工フェア	上伊那民主商工会 商工フェア実行委員会	令和2年8月23日(日)	伊那市創造館	承認
後援	2-001	伊那市民劇場第206回例会「グレイクリスマス」(劇団民藝)	伊那市民劇場	令和2年7月10日(金)	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認
後援	2-002	伊那市民劇場第207回例会「天空の虹を見ると私の心は踊る」(文学座)	伊那市民劇場	令和2年9月8日(火)	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認
後援	2-003	伊那市民劇場第208回例会「ひとごろし 喜劇一幕」(劇団前進座)	伊那市民劇場	令和2年11月27日(金)	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認
後援	2-004	伊那市民劇場第209回例会「マクベス」(劇団東演)	伊那市民劇場	令和3年1月14日(木)	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認
後援	2-005	伊那市民劇場第204回例会「アルレッキーノ」(オペラシアターこんにゃく座)	伊那市民劇場	令和2年12月22日(火)	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認
後援	2-006	伊那西高等学校合唱コンクール	伊那西高等学校	令和2年9月3日(木)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	2-007	南信高等学校総合体育大会柔道競技大会	南信高体連柔道専門部	令和2年5月16日(土)	駒ヶ根市武道館	承認
共催	2-008	ハッチョウトンボの観察会	ハッチョウトンボを育む会	令和2年7月4日(土)	駒ヶ根市南割公園	承認
後援	2-009	第60回 上伊那郡市連合音楽会	公益社団法人 上伊那教育会	令和2年11月14日(土)	駒ヶ根市文化会館	承認

共催 1 件
 後援 12 件
 協賛 0 件
 13 件

承認 13 件
 不承認 0 件
 協議中 0 件
 13 件

その他（１）

5月6日（水曜日）まで市内小中学校を臨時休校を延長します（新型コロナウイルス対策）

令和2年4月20日更新

臨時休校期間

令和2年4月10日（金曜日）～5月6日（水曜日）

4月23日（木曜日）までだった休校を延長しました。

本多教育長からのメッセージ

日頃から児童・生徒の健康管理にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

先週、国は新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言について、5月6日まで全都道府県に拡大すると決定しました。また、長野県も「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」を決定し、市町村に対し一斉休校の要請をしました。

駒ヶ根市教育委員会は、このことを重く受け止め、市内小・中学校について、臨時休校を延長する判断をします。

保護者の皆さんには、さらなるご負担となることと思いますが、お子さまの健康と安全を守るための措置であることをご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

児童・生徒の皆さんには、学校再開を心待ちにしていると思いますが、休校を延長することになり、とても申し訳なく思います。ただ、このお休みは新型コロナウイルスに感染しないことを目的としたものであるため、不要不急の外出は避け、家で過ごすことを心掛け、学校が再開したときのために自主学習や課題学習に取り組んだり、家のお手伝いをしたり、家の中でできることをしてください。

なお、4月10日から2週間分の課題も終了すると思います。新たな課題配布等については、休校中の学習や生活のきまりと併せて各学校からのお知らせによりご確認ください。

一日も早い新型コロナウイルスの終息を心から願っています。皆さんと力を合わせて、この事態を乗り越えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

駒ヶ根市教育長 本多 俊夫

この記事に関するお問い合わせ先

子ども課 学校教育係

〒399-4192

長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

電話 0265-83-2111(代表) 内線712

ファックス 0265-83-2181

[お問い合わせフォームはこちら](#)

更新日：2020年04月20日

(別紙)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」
に基づく県立学校の一斉休業について

令和2年4月17日

長野県教育委員会

4月16日、国から全国を対象に緊急事態宣言が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部において、4月17日、別添資料のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 長野県の緊急事態措置等」が決定されました。これに基づき県立学校を一斉休業します。

1 休業期間

4月18日(土)から5月6日(水)まで、一斉休業とする。

2 休業期間中の学校の対応について

(1) 学習指導に関すること

休業により、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、以下の例を参考に必要な措置を講じるとともに、休業中の学習について児童生徒及び保護者に対する助言を行う。

- ・児童生徒の実態を踏まえ、教科書に基づく家庭学習を課す。
- ・教科書と併用できる適切な教材や授業動画などを提供する。
- ・文部科学省「子供の学び応援サイト」等のWEB情報の活用を促す。 等

(2) 生活指導に関すること

児童生徒に対しては、外出の自粛を徹底するよう指導するとともに、毎日の検温など体調管理を徹底する。

また、自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、体調の悪いときや家族も含めて感染者や濃厚接触者となった場合には速やかに学校へ連絡するよう徹底する。

なお、特に配慮を要する場合は、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、電話連絡や家庭訪問をするなど、児童生徒の心のケア等に十分配慮する。

(3) 児童生徒の登校について

やむを得ず児童生徒を登校させる場合にあっては、感染拡大防止のための措置をさらに徹底する。

(注) 特別支援学校の児童生徒について、障がいがあることにより家庭において1人で過ごすことが難しい場合等にあっては、学校で受け入れる。

(4) 部活動について

休業中には、部活動は一切行わない。

3 教職員の勤務体制について

児童生徒の指導・支援の業務体制を確保した上で、在宅勤務等を積極的に活用し、感染拡大防止を図る。

4 非常勤講師等による業務体制の構築及び確保

学校の実情に応じ、非常勤講師等の業務として、休業中の児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらうなどの業務体制を構築し、非常勤講師等の働く場の確保を図る。

5 児童生徒及び保護者への説明

休業の趣旨及び休業期間中における学校の対応、休業後における教育活動のあり方等について児童生徒及び保護者に対して丁寧な説明を行い理解を求める。

自分のためだけでなく 大切な人のために行動しましょう

～新型コロナウイルス感染症対策～

緊急事態宣言が出された地域に滞在していた方へ

**帰省後は不要不急の外出をせず、
最低14日間は自宅にとどまってください。**

4月7日に、国から7都府県（※）に緊急事態宣言が出されました。

（※）東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

自分は感染していると想定した行動を！

自分が感染しないための注意はもちろんですが、
「自分は今、症状はないけれど感染している」と想定し、
誰にもうつさないための行動をお願いします。

【市民の皆さんへ】往来の自粛・感染防止策の徹底を

- 緊急事態宣言が出された地域への往来を控えてください。
仕事などでどうしても往来が必要な場合は、人との接触機会を最大限に減らすなど感染防止策を徹底してください。
- 緊急事態宣言が出された地域にお住まいの家族・親戚の方には、長野県との往来を自粛し、自宅へとどまるようお伝えください。
- 発熱等の風邪症状のある方は外出を自粛してください。
- 1カ月間は人込みを避け、人との接触機会を減らすなど感染防止に最大限の注意を払ってください。

感染者・医療従事者等の人権に配慮をお願いします

- 緊急事態宣言が出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方、患者・感染者、医療従事者への不当な差別を行わないようにしてください。

【問い合わせ】駒ヶ根市役所 危機管理課 ☎ 0265-83-2111（代表）内線221

新型コロナウイルス感染症による施設の休館情報【4月20日更新】

令和2年4月20日更新

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、市内の公共施設等を休館します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、詳細につきましては施設の問い合わせ先までご連絡ください。

【休館期間】

緊急事態宣言が出されたため、施設の休館をさらに延長します。

令和2年4月10日（金曜日）から5月10日（日曜日）まで

（注意）状況により変更する場合があります。

貸館施設等

休館施設一覧

施設名	対応	備考	担当	問い合わせ先
福祉センター	休館	地元小人数の会議に限り使用可	福祉課 障がい福祉係	83-2111 内線315
老人福祉センター やまびこ荘	休館	地元小人数の会議に限り使用可	福祉課 高齢福祉係	83-2111 内線318
老人福祉センター 長寿荘	休館	地元小人数の会議に限り使用可	福祉課 高齢福祉係	83-2111 内線318
介護予防交流センター 福寿荘	休館	地元小人数の会議に限り使用可	福祉課 高齢福祉係	83-2111 内線318
市民活動支援センター（ばとな）	休館		企画振興課 企画調整係	市民活動支援センター82-1150
市民交流活性化センター（アルパ）	条件付きで開館	市民に限り打合せや会議のみ可。予防対策を講じ、3密を避けることを条件に許可。開館を午後6時30までに短縮。	商工振興課 商業係	市民交流活性化センター（アルパ） 81-8120
高齢者保健福祉施設 ふれあいセンター	一部休館	地元小人数の会議に限り使用可	社会福祉協議会	81-5900
障がい者福祉センター 高砂園	一部休館	貸館は中止	高砂園	82-2012
一心館	条件付きで開館	地元市民に限り打合せや会議のみ可。予防対策を講じ、3密を避けることを条件に許可。	農林課 耕地林務係	83-2111 内線418

公民館・文化施設等

休館施設一覧

施設名	対応	備考	担当	問い合わせ先
赤穂公民館	一部休館	貸館・自主事業は中止	社会教育課 生涯学習係	赤穂公民館 83-4060
中沢公民館	一部休館	貸館・自主事業は中止	社会教育課 生涯学習係	中沢公民館 83-5125
東伊那公民館	一部休館	貸館・自主事業は中止	社会教育課 生涯学習係	東伊那公民館 82-4664
駒ヶ根市文化会館	休館		社会教育課 文化係	駒ヶ根市文化会館 83-1130
動青ホーム・女性ふれあい館	休館		社会教育課 文化係	駒ヶ根市文化会館 83-1130
博物館	休館		社会教育課 文化係	博物館 83-1135

施設名	対応	備考	担当	問い合わせ先
図書館	休館		社会教育課 文化係	図書館 83-1134
おもしろかっぱ館	休館		社会教育課 文化係	おもしろかっぱ館 81-4767
ふるさとの丘・ふるさとあゆみ館	休館		社会教育課 生涯学習係	83-2111 内線721
旧竹村家住宅・郷土館	休館		社会教育課 文化係	83-2111 内線721

子育て施設

休館施設一覧

施設名	対応	備考	担当	問い合わせ先
きっずらんど	休館	4月15日～当面の間、休館	子ども課 幼児教育係	83-2111 内線718
まあるくなあれい	休館	4月15日～当面の間、休館	子ども課 幼児教育係	83-2111 内線718

体育施設

休館施設一覧

施設名	対応	備考	担当	問い合わせ先
市内小中学校体育館・グラウンド	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
泰成スポーツフロア（市民体育館）	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
社会体育館（赤穂中学校内）	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
飯坂体育館	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
農業者トレーニングセンター	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
第2社会体育館（赤穂小学校内）	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
下平体育館	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
農村交流広場体育館	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
市営運動場（グラウンド）	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
南割公園アルプス球場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
馬住ヶ原運動場（グラウンド）	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
丸塚運動場（グラウンド）	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
農村交流広場グラウンド	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
中山運動場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
武道館	休館			83-2111 内線723

施設名	対応	備考	担当	問い合わせ先
			社会教育課 スポーツ振興係	
市営（共楽園）庭球場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
高原庭球場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
弓道場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
北の原多目的交流施設	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
南割公園マレットゴルフ場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
農村交流広場マレットゴルフ場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
高原マレットゴルフ場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
ふるさとの丘マレットゴルフ場	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723
ふるさとの丘アルプスドーム	休館		社会教育課 スポーツ振興係	83-2111 内線723

観光施設・その他の施設

休館施設一覧

施設名	対応	備考	担当	問い合わせ先
シルクミュージアム	休館	体験工房も休館	農林課 農政係	83-2111 内線415
菜々ちゃんレストラン	休館		農林課 農政係	83-2111 内線415
ふるさとの家	休館		農林課 農政係	83-2111 内線415
やまんだ直売所	休館		農林課 農政係	83-2111 内線415
駒ヶ根高原直売所	休館		農林課 農政係	83-2111 内線415
こまくさの湯	休館		観光推進課 山岳高原係	83-2111 内線441
駒ヶ根ファームス・観光案内所・味わい工房・1階お土産店	休館	窓口での観光案内は中止（電話対応のみ）、駐車場は午前8時30分～午後5時30分まで開放。	観光推進課 山岳高原係	観光案内所 81-7700
森と水のアウトドア体験広場	休館	散策は可能、トイレ・駐車場は開放	観光推進課 山岳高原係	83-2111 内線441
駒ヶ根キャンプセンター	休館		観光推進課 山岳高原係	83-2111 内線441
戸倉山キャンプセンター	休館	当分の間閉鎖、水場のみ開放	観光推進課 山岳高原係	83-2111 内線441
結婚相談所	休館		企画振興課 少子化対策・交通政策係	結婚相談所 98-0871

新型コロナウイルス感染症に伴うイベント中止情報【4月10日更新】

令和2年4月9日更新

市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、開催が予定されているイベントや行事等について、以下の対応方針等に従い、対応していきます。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
なお、学校行事等については、別途各学校からのお知らせをご確認ください。

イベント等の開催状況

詳細は、各問い合わせ先へご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に伴うイベント一覧

イベント名	開催日	対応	問い合わせ先
財津和夫コンサート2020	3月13日（金曜日）	6月3日（水曜日）振替公演	駒ヶ根総合文化センター 0265-83-1130
まっずらんど・まあるくなあれ		4月から開館（イベントは中止）	子育て支援センター 0265-83-2096
あそびのもり（駒ヶ根高原レディスクリニック）		閉館中（開館可否は都度見直しを実施）	あそびのもり 0265-82-1032
ふわっとテニス	第2・4木曜日	当面中止	社会教育課 スポーツ振興係 内線724
BAILA BAILA バイラバイラ	毎週火曜日	中止	社会教育課 スポーツ振興係 内線724
市立図書館・博物館・かっぱ館		4月末まで閉館	駒ヶ根文化センター 0265-83-1130
心配ごと相談（民生委員）	4月2日（木曜日）	実施	
ごっくんもぐもぐ離乳食教室	4月8日（水曜日）	中止	子ども課 母子保健係 内線714
光前寺しだれ桜ライトアップ	4月11日（土曜日）～26日（日曜日）	中止	駒ヶ根観光協会 0265-81-7000
行政相談	4月14日（火曜日）	中止	企画振興課 秘書広報室 内線262
かみかみばくばく離乳食教室	4月15日（水曜日）	中止	子ども課 母子保健係 内線714
まゆクラフト作品展	4月16日（木曜日）～	延期（時期未定）	農林課 農政係 内線415
こどもまつり	4月19日（日曜日）	中止	子ども課 子育て家庭教育係 内線716
消防団春季訓練・観閲式	4月19日（日曜日）	中止	危機管理課 消防交通安全係 内線222
ババママ教室	4月22日（水曜日）	中止	子ども課 母子保健係 内線714
司法書士相談	4月23日（木曜日）	実施	市社会福祉協議会 0265-81-5900
バードウォッチング	4月26日（日曜日）	中止	赤穂公民館 0265-83-4060
駒見シルクの里 山菜まつり	4月29日（水曜日・祝日）	中止	農林課 農政係 内線415
高鳥谷山あるけあるけ大会	5月4日（月曜日・祝日）	中止	東伊那公民館 0265-82-4664
第32回郷土芸能まつり	6月7日（日曜日）	中止	社会教育課 文化係 内線721
天竜かっぱ祭り	8月下旬	中止	中沢支所 0265-83-3701 東伊那支所 0265-83-4001
ふれあい広場	9月6日（日曜日）	中止	市社会福祉協議会 0265-81-5900

イベント等開催対応方針

- 参加者の規模や所要時間などから判断し、感染のリスクが低いと考えられるものについては、感染防止策を講じて開催する。
- 大規模なイベント、重症化しやすい高齢者などが多いイベントは延期または中止とする。
- 換気の悪い空間、多数の人が集まる催し、間近での会話といったリスクを回避できないイベントは中止する。

4. 感染が発生した場合に参加者に連絡を取ることが難しいなど、参加者が特定できないイベントは中止する。

詳細は、次の判断基準をご確認ください。

[駒ヶ根市主催イベント・行事についての当面の判断基準 \(PDF: 553.7KB\)](#)

開催する場合の具体的な感染防止対策

開催にあたっては、全てのイベント・行事において、以下を実施します。

- ・風邪の症状のある方へ不参加を依頼する
- ・参加者への手洗い、咳エチケットを推奨する
- ・参加者数と開催時間を最小限にとどめる
- ・重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある方等）は、参加を慎重に判断するよう事前に呼び掛ける
- ・参加者に感染者がいた場合は、確実に全員に連絡や調査が行えるようにする
- ・換気の実施、参加者間の距離の確保（手が届く範囲より間隔を開ける）、飛沫感染を防ぐ対策（マスクの着用など）を実施する

新型コロナウイルスに関する相談先や予防方法等

相談先や相談の目安、予防方法等については、以下のページをご覧ください。

[新型コロナウイルス感染症の予防方法と相談先](#)

この記事に関するお問い合わせ先

危機管理課 地域防災係

〒399-4192

長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

電話 0265-83-2111(代表) 内線221

ファックス 0265-83-4348

[お問い合わせフォームはこちら](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

更新日：2020年04月10日